

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査等について

2. 日時：令和5年10月17日 10時05分～10時30分

3. 場所：原子力規制庁3階 緊急事態対策監室

4. 出席者

原子力規制庁 長官官房 古金谷緊急事態対策監

長官官房 核セキュリティ部門 担当者 2名

原子力規制部 専門検査部門 高須安全規制管理官、滝吉管理官補佐

東京電力ホールディングス株式会社

取締役 執行役副社長 原子力・立地本部長 福田俊彦 他2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力HD」という。）より、柏崎刈羽原子力発電所に係る核物質防護規定の変更概要に関して説明を受け、原子力規制庁は必要な質疑及び確認等を行った。

○また、東京電力HDより、柏崎刈羽7号機の重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関し、燃料装荷までに実施する要員の訓練について、原子力規制検査の実施が可能か、質問があった。

○原子力規制庁から、当該訓練に対する原子力規制検査は実施可能と考えるが、実施に向けては、その時期に応じて検査官リソースを調整する必要があるため、あらかじめ訓練のスケジュールを明確にした上で、検査担当者に連絡するよう回答した。

6. 面談資料

「柏崎刈羽原子力発電所 核物質防護規定変更認可申請からの変更概要について」（非公開）

「再稼働前シーケンス訓練検査/大規模損壊訓練検査 実施の解釈について」

以上